

小美玉市立学校の教職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

小美玉市教育委員会

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき策定するものである。

教育職員の業務の適正管理及び健康確保を図ることにより、自分自身の能力を発揮し、授業づくりなど学校教育の質を高め、子どもたちの学びをより充実させることを目的とし、小美玉市教育振興基本計画に掲げた目標を達成させるための取組の一環として位置付ける。

今後は、本計画に基づき、学校・教育委員会・保護者・地域が一体となって働き方改革を推進し、子どもたちのための教育の質をさらに高めていく。

本計画は、小美玉市教育委員会が服務監督を行う学校の職員の内、義務教育諸学校の教職員全てを対象とするものとする。

(2) 本市の現状

本市では、教職員の時間外在校等時間を年間360時間以内、月45時間以内と目標を定め、超過勤務の縮減と子どもと向き合う時間の確保をめざして取り組んできた。これまでの取組として、2学期制の導入や校務支援システム（C4th）の導入を進めた。また、業務の明確化と適正化等を進めている。

これまでの取組により、本市教職員の時間外在校等時間は減少している。一方で、時間外在校等時間が月45時間以上の教職員は、月平均で27.2%おり、依然として多い状況である。また、時間外在校等時間が月45時間以上の教職員は、固定化されている傾向があるため、特定の教職員に業務が多くなっているなどの課題もある。業務の削減・精選と合わせて、一部の教職員に負担が集中しないよう業務の平準化を進めることが必要である。

時間外在校等時間（月あたり平均）

	R2	R6	差
小学校	38 : 44	31 : 54	6 : 50 減少
中学校	43 : 38	37 : 32	6 : 06 減少

2 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和10年度までの3年間とする。

3 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ①時間外在校等時間が月45時間以下の割合を100%にする。
- ②1年間における時間外在校等時間の平均時間を月30時間以内にする。
- ③1年間における時間外在校等時間を年間360時間以内にする。

(2) ワークライフバランスや働きがい等に関する目標

- ①ストレスチェックにおける、心理的ストレス反応を3.1（全国平均2.9）まで向上させる。
 - ②ストレスチェックにおける、ワークライフバランスを2.6（全国平均2.2）まで向上させる。
- ※ストレスチェック5段階回答（ストレスが高い方が1 ストレスが低い方が5）

4 実施する業務管理・健康確保措置の内容

(1) 学校業務の見直し

①学校以外が担うべき業務

ア 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・教頭や担当教職員に負担が集中しないように、各校のコーディネーターが連絡調整を行う。

イ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動

- ・保護者、地域住民と連携し、児童生徒の登下校時の見守り活動を推進する。

ウ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応

- ・学校が弁護士等の専門家を活用できる環境整備（小美玉市スクールロイヤー事業）
- ・苦情等の対応において、教育委員会と学校が連携し指導助言を行う。

- エ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
 - ・給食費等の公会計化をシステム化し、各学校と連携し円滑な業務遂行に努める。
- オ 下校時におけるバス待機児童の見守り
 - ・下校時に路線バスを使用し、学校で時間調整のために待機している児童に対して、見守り員を配置する。
- ②教職員以外が積極的に参画すべき業務
 - ア 調査・統計等への回答
 - ・内容を精査し、調査方法の簡素化や合理化を図る。
 - ・校務支援システム等の機能を活用することによって調査・統計等への回答に係る事務負担を軽減する。
 - イ ICT機器等の管理
 - ・ICT機器やネットワーク設備の日常的な保守・管理は、民間業者に委託する。
 - ウ 市営プール施設の利用促進
 - ・市で管理するプール施設を利用することで、教職員のプール管理に係る負担を軽減する。
 - エ 部活動
 - ・部活動の地域展開や地域連携を推進する。
 - ・地域展開の前段階として、各部活動の拠点校化を進め、教職員の負担を軽減する。
- ③教職員の業務だが、負担軽減を促進すべき業務
 - ア 授業準備
 - ・授業準備の補助等を行う、市TTや学びサポーターを各校に配置する。
 - イ スクールソーシャルワーカーの配置
 - ・社会福祉制度や地域福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを教育委員会に配置し、関係機関や関係者と連携して児童生徒の課題解決に取り組める体制を構築する。
 - ウ 生活支援員の配置
 - ・身辺介助や安全配慮等の支援が必要な児童生徒の支援を行う生活支援員を各校に必要に応じて配置する。
 - エ ICT支援員の配置
 - ・授業でのICT活用において、円滑に授業が進められるように、ICT支援員を各校に配置する。
 - オ 学校行事の見直し
 - ・学校行事において、教育的意義や働き方改革の視点から効率化等の見直しを行う。
- (2) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組
 - ア ストレスチェックの実施
 - ・ストレスチェックにおいては、業務委託を行い、7月中に全職員を対象に実施する。
 - イ 医師面接
 - ・ストレスチェックの結果、高ストレス者と判定された教職員の中で、医師との面接指導を希望した者に対して業務委託先に所属する医師が提供する面談指導を実施する。面談は完全予約制とし、病院で実施する。
 - ウ カウンセリング窓口設置
 - ・教職員の中の希望者に対して、業務委託するスタッフとのカウンセリングを完全予約制で実施する。カウンセリングの実施は、業務委託先の心理相談室での実施、または、希望や状況に応じて予約後の電話相談とする。介護相談についても、教職員の中の希望者と業務委託先のスタッフにより実施する。
- (3) 学校における措置の推進
 - ア 年間授業時数の適正化
 - ・各学校の教育課程における年間授業時数や週当たりの授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数になるよう設定する。特に標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるように見直しを行う。
 - イ 部活動
 - ・部活動を担当する教育職員や生徒の心身の健康を確保するために部活動休養日を設定する。
 - ウ グランドデザイン

・働き方改革の項目を盛り込んだグランドデザインを作成し、次年度に学校運営協議会から評価を受けることとする。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、学校の教職員の時間外在校等時間の状況を把握し、毎年度、小美玉市教育委員会のホームページで公表するとともに、定例教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- (2) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取りや指導等を実施する。特に時間外在校等時間が長時間になっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りが課題となっている学校に対しては、状況改善を目指し、当該学校に対する支援・指導を実施する。
- (3) 校長会において定期的にマネジメントに関する情報交換を行い、有効な手立てを共有する。
- (4) 保護者や地域の理解促進のため、業務量管理・健康確保措置実施計画について周知を行う。